

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成29年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成29年6月20日（火） 開会：午前10時 閉会：午後 0時42分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 1号 精神障害者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める請願

議案第48号 財産の取得について

議案第53号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第54号 筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第56号 筑西市立体育館条例の全部改正について

議案第57号 筑西市運動場条例の全部改正について

議案第58号 筑西市協和多目的研修センター条例の全部改正について

議案第59号 筑西市立武道館条例の全部改正について

議案第60号 平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。定刻でございますので、ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、財産取得議案1案、条例議案6案、補正予算議案1案について所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、まず請願第1号「精神障害者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。なお、この請願は、請願提出者から議会参加申し込みがありましたので、説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方々、説明と意見の陳述をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○請願提出者 立ってのほうがよろしいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 座って結構です。マイクがちょっと低いものですから。

○請願提出者 私は、筑西地方家族会の会長でありまして、またこの会は精神障害者を持つ家族の会です。実は、私は、一般社団法人茨城県精神保健福祉会連合会1,800名の会、33団体の県の会長もやっています。それから、47都道府県の広域社団法人全国精神保健福祉会連合会の幹事もやっております。二十四、五年、この世界に入っている。たまたますぐ下の73歳の弟が40年近く精神を患って入退院を繰り返しているというふうな存在でございます。

皆さんのお手元にレジュメがありますけれども、特に精神保健福祉施策の動向という一覧表をできれば見ていただきたいと思います。皆さんご存じのように、精神障害者というのは、明治33年、医療保護入院が制定されて、精神病監護法ということで、つい最近まで民法3親等以内の保護者制度あるいは扶養義務制度が残っていました。そういった中で、精神病は病気と同時に障害者であるという法律が平成5年に障害者基本法、精神疾患を精神障害者と法的に認めるという法律が変わりまして、平成5年から精神疾患者は障害者ということに、全国で120万人、かつては精神分裂病といいまして、現在は統合失調症という病名に変わっています。茨城県郡は約4万人、筑西市は1,000人強が精神疾患者の世帯でございます。そのうち約300人近くは小松崎病院、それから下館病院、上の原病院、場合によってはこころの医療センターということで入院しています。約700名近くの方が自宅に引きこもったり、あるいは通院したり、あるいは施設に通って自立支援という姿で行動しているわけです。皆さんもご存じのように、平成17年の衆参国会で、精神障害者とともに知的、身体自立支援法、現在の総合支援法が法律が制定されました。その中で、あらゆる障害者がこの法律のままでいけるわけです。その後、平成25年に障害者差別解消法という法律が衆参国会で承認になりました。と同時に、茨城県は全国で8番目に「障害のある人もない人も共に

歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」がつくられました。

そういった中で、知的・身体障害者というのは、生まれながらの障害者のために相当前からいろいろな政策が進んできました。ところが、精神障害者というのは、学生時代あるいは社会人になってからいろいろな環境の問題で疾患になるというケースが多いわけです。特に年金問題、無年金者が非常に多いです。知的・身体障害者の人は少ないにもかかわらず、精神障害者は学生時代に発病するか社会人で発病するために、保険の、要するに年金保険料を納めているか、納めていないかという、そういう発症の時間の問題で無年金者が多いというのが現状です。障害者自立支援法ができたということは、従来何百人も入院している人たちが早期退院して、そして社会に復帰して、社会の支えを受けて自立していくというのが本来のあり方だと思います。そういった中で、知的・身体は生まれながらという形の中で、交通費、特にJR等を含め私鉄あるいはバス、タクシー、そういったものの割引助成、当事者はもちろんですが、家族にも助成があると。ところが、残念ながら、同じ障害者でありながら、精神障害者は茨城県ではバス関係と、あるいはタクシー関係は助成が受けられる形になっている。それから、鉄道ではひたちなか鉄道が、家族が、そして当事者がということで50%の割引が受けられるということ。ところが、残念ながら、関東鉄道、それから鹿島鉄道ですか、そういったもの、茨城県の本社を置中で2つの鉄道は精神障害者は外されています。この外されている大きな原因は、もちろん障害者差別解消法に基づけば、外される原因はないわけですが、しかしかつての国鉄、今はJR東とか西とかなっていますけれども、このJR等の交通運賃割引が精神障害者に対して該当されていないのです。そのために全国各地の私鉄鉄道網はほとんど交通運賃の割引されていないというのが現状なのです。

私たちが言いたいことは、精神障害者が入院しないで地域社会の中で生きている、そして場合においては社会復帰するあるいは状態によっては就労する、あるいは就労できなければ私どもが今3市から委託されている地域活動支援センターに居場所として通所するということになる、例えば私のところのNPO法人つばさの場合は、結城市、筑西市、桜川市の当事者が利用しているわけです。特に桜川市と結城市の当事者が筑西市の地域活動センターに通う場合は、水戸線、従来の国鉄を利用するということになります。現在は、結城市は月3,000円の助成ですか、桜川市はございません。そういうわけで、自立するにはどうしたらいいかとしたら、やはり通勤をするというか、病院に通うとか、あるいは施設に通うとか、あるいは就労するという中で、経済的に負担を軽くするという意味では、JR等の交通運賃割引は非常に自立するための経済的な支援としては大事だと思います。私どもで、既に昨年、全国62万の署名を集めて衆参国会に請願書を出しました。そして、今国会にも出してあります。茨城県の県議会も既に自民党を中心にした会派によって県議会は採択されて、そして国会のほうに意見具申されています。今国会に衆議院国会、それから参議院国会に対しても、茨城県の国会議員を通して請願書を既に出してあります。44市町村の中で、大きい市という姿の中で、日立、水戸、笠間、それから筑西、つくば、龍ヶ崎等の市町村議会に請願書を出し、そして国会のほうに意見具申をしていただくというようなことをお願いするために今回こういう機会を与えていただきました。非常に我々としては心強い支援をいただきたいということを思っております。

共生の社会といいますか、障害者も一般の人も、ともに支え合って生きる共生の社会、インクルージョ

ン社会といいますけれども、ノーマライゼーションからさらに進んだインクルージョン社会、共生の社会ができるということは、まさに経済的な支援と、それから施設へ通う、そういう意味で非常に大事な支援ではないかと思えます。ぜひひとつ、筑西市議会のほうで採択していただき、そしてさらに国会のほうに意見具申していただくということを私としては大いに期待します。特に私、県の会長あるいは全国の幹事もやっていますので、私の地元がどうなのだという、会長の地元が全然進んでいないのではないかというような強い批判を受ける可能性もありますので、ぜひひとつ、地元からそういう採択をしていただきたいということをぜひお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。どなたかありますか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ○○会長、ありがとうございます。ちょっと私、勉強不足な部分がありまして、こちらに書いてある身体障害者及び知的障害者というのと精神障害者ということで、身体障害者というのは私もわかるのですが、具体的にどういった差があるのか、ちょっとわかりやすく。あと精神障害者の症状というか病状、そういうのはどういったものがあるか教えていただければと思います。

○請願提出者 知的・身体障害者と精神障害者の違いは、精神の不安定ということの中で精神安定剤を服用しているのです。薬の数によってもいろいろ違いますけれども、やっぱり薬というのは副作用がございますので、薬が効いているときは安定して働くこともできるし、楽しむこともできる。だけれども、薬が効かない場合は、幻覚とか妄想とか、あるいは場合によっては暴力的な行為とか、そういうものが出てくるというのが知的・身体との違いかと思えます。薬の副作用はどういうことかという、一定の安定する時間というのは大体、人によってまちまちですけれども、四、五時間が主体なのです。ですから、例えば、極端に言えば、働く場合は4時間なら365日働けるけれども、4時間が6時間になり、6時間が8時間になると、またもう1度病院に入るといような形に多分なってくると。私どもの施設でも、4人近く社会復帰しています。それは、企業が2時間でいいですよと、4時間でいいですよという形の理解のある企業に勤める場合は持続可能なのです。ところが、4時間でいいですよというやつが、ああ、大分調子いいよだから6時間あるいはきょうは8時間となると潰れてしまいまして、病院に再度入院するといような病態です。ですから、安定剤を飲んでいるということが1つの知的・身体との違いだと思えます。

○委員（三澤隆一君） わかりました。

あともう1つなのですが、先ほど割引率のお話いただいたのですけれども、運賃割引制度というので、実際に身体障害者と知的障害者の方には割引ってどの程度の割引があるか、もう1度教えていただけますか。

○請願提出者 大体50%の。それと、当人も50%、それから付き添いの家族ですね、これも50%というのが知的・身体の状態です。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 近年の動向ということでお聞きしたいのですが、この統合失調症で患っている障害者とまでは認定されないけれども、通院している人が非常に多いという話を聞いているのですが。

○請願提出者 そうですね。実際は120万人の統合失調症で障害者というか1級、2級、3級となっておりますけれども、実際は精神疾患者というのは323万人いるのです。これは要するに鬱病であるとか躁鬱であるとか、あるいは人格障害という方になっています。特に重いのは統合失調症、これが120万人、大体100人に1人という時代です。そこに加える、先ほど言いましたように、統合失調症に変わる前の躁とか鬱、これが毎年10万ずつぐらいいふえているということで、非常に精神疾患者は本当に何というか、どこでもあるような病気になりつつあるというのが現状だと思います。

○委員（三浦 譲君） もう1つ、あと患者は何かもっとふえそうな感じがしますけれども……患者というか、認定される人はこれからもっとふえそうな気がするのですけれども、それとJRにも要請を行っているのですね。

○請願提出者 はい。JRにも署名を集めて何度もお邪魔しています。それから、国土交通省にも何度もお邪魔しています。JRの意見は、精神障害者も認めると経営に影響するから認められないというふうなことです。でも、私たちは、経営に影響するような、例えば九州だの北海道だの、そういう旅行に行くということではなくて、病院に通うときとか施設に通所、そういう交通の割引をお願いしたいということで、まず北海道の方々へ、慰安旅行なんか行けるような状態の人は、もう実際は障害者ではないのです。ですから、要するに通園とか通所、要するに施設へ通う、そういう交通費の割引をお願いしたいということで国土交通省あるいはJR等に行っているのですけれども、経営に影響するというふうな回答。それは私たちの熱意というか団結力が弱いからそういうことを言われるのではないかと思います。というのは、知的・身体は生まれながらだから、家族が物すごく団結力があるのです。ところが、精神障害者というのは、学生時代あるいは社会人になって発病するから、家族会のきずなというか団結力が弱いのです。だから、実際に国会請願にしても、あるいは国土交通省へ行くにしても、知的の人は何千人と集まるけれども、我々が集める場合は何百人程度になってしまうというのが今の現状です。

○委員（三浦 譲君） どっちかという、家族も隠したがつているような状況がある。

○請願提出者 そうです。これは私たちが言っているのですけれども、今、文部科学省にお願いしていることなのだけれども、要するに偏見ですね。家族にも偏見あります。それから、社会にも偏見があります。だから、その偏見社会をなくするのはどうしたらいいかということ、小学校の高学年、中学、高校、この時代から保健福祉体育のカリキュラムに入れてくれと言ったのです。残念ながら、日本は先進国でありながら、イギリスやイタリア、カナダ、オーストリア、アメリカから比べると、そういう教育ができていないのです。だから、小さいうちから精神保健福祉法を学んでいれば、ああ、こうすれば社会復帰できるのだなというような世の中になっていないのです。だから、昔は精神分裂病と言ったから、強烈な病気で、大変な社会に不安を与えてというような解釈なのです。社会の中にも、あるいは当事者を抱える家族にも多分偏見が強いのではないかと思います。かつては鉄格子で家族が隔離していました。戦後は民間病院に頼って、茨城県でも33棟の病棟があって、こころの医療センターだけが県立で、あとはみんな民間です。つい10年

ぐらい前までは、その病院も鉄格子で隔離していました。今はそれが外されました。ですから、そういうやっぱり危険な病気というふうな感じで受け取られた社会ができ上がったのだということです。偏見です。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） ありがとうございます。今話を聞いていて、大ざっぱな分け方なのですけれども、障害者、内部、外部、精神というような分け方ができると思うのです。そういう中で、今お話伺って、精神障害、これが聞きますと潜在的な320万人もいるよというようなことをお話をされましたけれども、基本的に障害者を認定するに当たっては、認定医の認定というものが必要であるというふうに思います。この精神障害者への認定医の対応というのですか、この辺が希薄だというような話もちょっと伺ったこともあるのですが、その辺現状と、そういった認定に対する働きかけといたしまししょうか、そういったところはちょっとお聞かせいただけますか。

○請願提出者 今、私どもでは、マル福制度というのがあるのです。医療補助のあれで。結局精神障害者に対しての認定の仕方というのが非常に厳しい査定がありまして、一般の知的・身体は、1級、2級、3級というような形でマル福制度が利用されています。精神障害者の場合、障害者年金1級というのがあります。これは査定の方法が茨城県から委員さんが1名という形で、今、年金機構に移っているわけですが、栃木県と比べると茨城県は物すごい査定の先生が厳しくて、茨城県全部で1,800人ぐらいが障害者年金1級という形になっているのです。障害者年金1級だけがマル福医療に該当になっている。ところが、ほかは1級、2級、3級までマル福医療に該当になっているというのが1つなのですけれども、先ほども申し上げたように、障害者の認定の仕方に保険料を、要するに年金保険料を納めているか、納めていないか、あるいは発病の時期がいつであるか、いつでないかによって査定の認定の仕方が違うわけです。今私たちがお願いしていることは、精神保健福祉手帳というのが1級、2級、3級あるのです。それは精神科の病院の先生が診断書を出すことによって1級、2級、3級という形になっておるわけです。我々が今訴えているのは、1級、2級はほとんど状況が変わらないのです。3級の場合は、すぐ社会復帰できるというような状況で、人の助けを受けないでやっていけるとというのが3級の状態です。1級、2級は紙一重で、まず人の手助けを受けないと行動ができない。雇用なんかする場合もジョブコーチ陣が脇にいて、いろいろ指導して、それでやっていくというような形。ですから、マル福制度にしても、知的・身体との大きな差がそういうわけに出ているわけですが、我々としては1級、2級も同じだから、障害者年金1級、2級、3級ではなくて、精神保健福祉手帳1級、2級、3級の中で2級までマル福制度に持って行っていただきたいというので、今これから橋本知事らとも話し合ったり、余談の話になってしまいますけれども、マル福は県が50%、市町村が50%という形で補填していると思います。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川議員。

○委員（藤川寧子君） 森さんが質疑された後で同じようなことを聞いたかったですけれども、1級、2級の人というのはどれぐらいいらっしゃいますか。なかなかもらえるのは難しいと思うのですけれども。

○請願提出者 1級が約2,000人。

○委員（藤川寧子君） 筑西市内で。120万人の2,000人というので圧倒的に少ないから本当に数えるほどだと思うのですけれども。

○請願提出者 筑西市内は1級というのは281人です。入院患者のほとんどが1級です。あとは2級、3級というふうになりますけれども、大体1,000人近くが2級、3級です。

○委員（藤川寧子君） 2級と3級では中身が随分違ってくると思うのですけれども。

○請願提出者 3級は、障害者年金でいうと3級は厚生年金なのです。厚生年金に入っている人は3級、国民年金の人は1級、2級で割り振ります。

○委員（藤川寧子君） 障害者手帳は、大体1級、2級だと交通費、普通の一般の障害者手帳だとなっているのですけれども、精神障害者の場合でも1級、2級だと交通費は認定されるのですか、されないのですか。

○請願提出者 されていません。

○委員（藤川寧子君） 1級、2級でもされていない。

○請願提出者 1級、2級、3級されていないから今回お願いしているのです。されているのは、バス関係とかタクシー関係とか、あるいはひたちなか鉄道は茨城県ではされているのです。だけれども、ほとんどの県が私鉄関係は、バスはされているのだけれども、私鉄関係はゼロです。今度、福岡の西鉄鉄道というのがありますよね。私鉄では大きいのですけれども、ここは全面的にバスも鉄道も50%割引というふうに認可されました。だから、福岡が初めてです。あとはもうほとんどないです。

○委員（藤川寧子君） 身体障害者の場合は見てわかるという感じがあるので、第三者も理解できるのですけれども、精神障害者の方は、重い方はともかく、見てわからないというところがあって、その分かなり苦勞はされているのはよくわかります。そういう意味でも頑張っていただきたいと思います。

○請願提出者 前は手帳に写真を張らないで済んだのです。でも、写真を張らないと割引関係の証明できないので、写真を張るという形で今県のほうも進んでいます。

○委員（藤川寧子君） よくわかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 時間のほうもありますので、ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようであれば、質疑を終了したいと思います。

説明者の方、退席お願いしたいと思います。

○請願提出者 よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、審査願います。

いかがいたしましょうか。

（発言する者なし）

○委員長（大嶋 茂君） では、採決いたします。

いかがでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本件は採択と決定いたしました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。

その際、提出者を委員長の私と、ただいま賛成者いただきました委員の皆様ということにいたします。意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。ちょっと確認願います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

異議なしということでございますので、それでは意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 続きまして、6月16日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、審査を始めます。

まず初めに、保健福祉部です。まず、議案第53号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、こども課から説明願います。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、議案第53号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例改正は、児童扶養手当の支給にかかわる障害の状態を診断する障害認定医の報酬を追加するものでございます。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の父または母に支給される手当ではありますが、両親がいても、その父または母に重度の障害がある場合、申請により認定されれば手当が支給されます。この場合にあって、申請者が重度の障害があるにもかかわらず、身体障害者手帳等の交付を受けていないときに、障害の状態を診断する障害認定医の報酬を規定するため、別表第2、第4項中、女性相談員の下に「障害認定医、日額1万5,000円」を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） これは何人認定するのかということと、定期的、例えば月に1回、日を決めて認定日をつくるのか、それとも相手がいらしたときに随時やるのか、どうでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

この認定医につきましては、内科と外科、それから精神科医、この3人の方を委嘱したいというふうに考えております。定期的にかどうかというご質疑でございますけれども、これにつきましては手帳をお持ちでない場合の申請があったときということでございますので、かなりまれなケースというふうに想定してございますので、事例が出たときをお願いするというような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 藤川委員のとちょっと関連しているのですが、今内科、外科、精神科医に集まっていたいて決めるよと、臨時的に。そういうことの答弁でありましたけれども、そのほかにはそういった審査に当たってのメンバーというのはいるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

内科、外科、精神科、それぞれの先生方をお願いできれば、ほぼ障害認定に必要な方々というのは網羅できるかなというふうに考えておりますので、お集まりいただいてというよりは、診断書等をこちらがお持ちして、該当する先生にご判断を仰ぐという形を考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員、よろしいですか。

○委員（森 正雄君） そうしますと、通常の、先ほどもちょっと話、精神障害の関係で出ていたのですが、手帳を交付する認定医、おいでになりますよね。そういった方と、この認定医というのは違うのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 違うことももちろん考えられると思います。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 認定医の先生方に障害者としての所見をいただくという中で、茨城県、当然認定をするのは県知事だと思うのですが、ちょっとそれを教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 今のは済みません。障害の認定のことですか。こちらのことでなくて。

○委員（森 正雄君） そうすると、障害の認定とこの認定は違うのですね。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

既に障害認定を受けて手帳をお持ちの方は、うちのほうの今のことでは該当にならないのです。既に該当しますから。まだ手帳をお持ちでない方で、相当の、それに該当するような障害をお持ちの場合、申請が出たときということで障害認定医を選定したいという今回のことでございますので、既に手帳をお持ちであれば問題なく該当になります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） ちょっとしつこくて申しわけないのですが、私も初めてこの委員会なもの

ですから、ちょっとせつかくですから伺います。

例えば、そういった認定を受けた、こども課ですから保育園とか幼稚園とか所管ですよね。だから、そういうところでも認定を受けたお子さんがいるよといったような場合に、通常の保育園とか、あるいは幼稚園とか、そういう施設の対応というのですか、認定を受けた場合の対応というのは、通常の園とは変わるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 議案の中身とちょっと違いますけれども、お答え申し上げたいと思います。

もちろん障害認定を受けているお子さんといいますが、程度がいろいろ違うと思うのです。程度によりましては保育士さんの加配、通常よりも余計に配置するとか、そのような対応をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まれなケースとは言っていますが、実際はこういったケースは過去はどうだったのかということ。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

今まではございませんでした。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それと、この認定医の場合、日額1万5,000円ということで、先ほどの森委員さんのときの説明で、診断書をこちらから持って行って先生に見てもらおうということだったのですが、時間とすると幾らもかからないような、それが日額というところとちょっとどうかというところがあるのですが、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

これは医師としての専門的見地が必要なものでございますので、時間的にどうということでははかれないかと感じております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について」、審査をしていただきたいと存じます。

それでは、地域包括支援センターから説明願います。

岡本地域包括支援センター長、よろしく願います。

○**地域包括支援センター長（岡本はるみ君）** 議案第54号「筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例は、地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定めているものでございますが、今回改正する点は大きく2点ほどございます。まず、1点ですけれども、第2条第1号でございます。ことし4月より、筑西市として介護予防生活支援サービス事業として、要支援認定者等に訪問、通所事業等の第1号事業を開始いたしました。その事業を地域包括支援センターが行う包括的支援事業に追加するものでございます。

もう1点、第4条第1項第3号でございます。地域包括支援センターに従事する職員として、主任介護支援専門員が配置されております。主任介護支援専門員の質の向上のため、免許の更新制度が導入されたための改正となっております。

その他細かい部分といたしましては、上位法であります介護保険法が平成27年4月に改正されたための項ずれとなっております。

以上でございます。よろしく願います。

○**委員長（大嶋 茂君）** 質疑願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（大嶋 茂君）** 質疑を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「筑西市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について」の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○**委員長（大嶋 茂君）** 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち本委員会の所管について審査をしていきたいと存じます。

なお、議案第60号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、社会福祉課から説明をお願いします。

國府田社会福祉課長。

○**社会福祉課長（國府田和伸君）** 議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」、保健福祉部社会福祉課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

歳入につきまして、議案書の12、13ページをごらんください。款16県支出金、項3委託金、目3民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄、社会保障生計調査委託金9万4,000円の増額補正でございます。

説明につきましては、歳出にてご説明いたします。

歳出につきまして、14、15ページをごらんください。款3 民生費、項3 生活保護費、目1 生活保護総務費、説明欄、社会保障生計調査費9万5,000円の増額補正でございます。今回の補正予算に計上しました内容につきましては、国の社会保障生計調査に対する事業費であります。社会保障生計調査は、生活保護被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等、生活保障制度の企画運営に必要な調査であります。補助率は10分の10です。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 調査した世帯というのは、1世帯とこの間説明でお聞きしたのですけれども、1世帯しかないということでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） こちらのほうは、全国でやっているのですけれども、茨城県のほうから調査の依頼がありまして、筑西市の割り当ては1世帯ということになっております。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、こども課長、願います。説明願います。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、保健福祉部こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15 国庫支出金、項4 交付金、目3 民生費交付金、節2 児童福祉費交付金といたしまして540万円の増額補正をお願いするものです。保育所等整備交付金に関するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節19 負担金補助及び交付金、説明欄の私立保育所等施設整備費補助事業としまして607万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは社会福祉法人等が保育所等の整備を行う場合に費用の一部を補助し、事業者の負担軽減を図るものでございます。今回は、市内羽方でございます幼保連携型認定こども園いずみ保育園が実施する保育室の増築に対して補助するものでございまして、施設整備に係る補助対象経費の4分の3を補助するものでございます。補助の負担割合でございますけれども、補助対象経費810万円に対しまして、国が3分の2の540万円、市が12分の1の67万5,000円、計607万5,000円を補助いたします。この整備によりまして、3号認定子供の定員が15名増加となりまして、低年齢児の受け皿の確保、また継続的、安定的な保育サービスの提供が図られることとなります。どうぞよろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようであれば質疑を終結いたします。

それでは、ここで執行部の入れかえをお願いします。保健福祉部から教育委員会へ入れかえよろしくお
願いします。

暫時休憩いたします。

〔保健福祉部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時 2分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育委員会の所管の審査に入ります。

それでは、議案第48号「財産の取得について」審査をしていただきたいと存じます。

それでは、飯山学務課長、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課長の飯山です。よろしく願いいたします。議案第48号「財産の取得
について」ご説明申し上げます。

筑西市教育情報ネットワーク機器整備のため、下記のとおり財産を取得することについて、筑西市議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの
でございます。

記といたしまして、1、購入物品及び数量、筑西市教育情報ネットワーク・PC教室システム等機器一
式。2、契約の方法、指名競争入札でございます。3、取得予定金額9,136万8,000円でございます。契約
の相手方、つくば市春日一丁目3番地7、日興通信株式会社つくば支店、支店長、高見純一でございます。

続きまして、ページを返していただきまして、参考資料の1ページをお開き願います。2番目の納入場
所でございますが、今年度は古里小学校、新治小学校、小栗小学校、大田小学校、そして下館南中学校で
入れかえを行うものでございます。

さらに、ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。調達機器の明細でございます。
平成27年度からは、パソコンの更新に当たりましては、タブレット型のパソコンを導入してございます。
2番目のコンピュータ教室には管理用パソコンのほかタブレットパソコンを200台や、真ん中辺にありま
す文教用のデジタルカメラであるぼうけんくんを初め周辺機器の整備をするものでございます。3番目、
普通教室・特別教室には、同じく管理用パソコンのほか、タブレットパソコン74台などを整備するもの
でございます。最後に、職員室でございますが、校務用として、学校の先生になりますが、ノートパソコン
75台などを入れかえるものでございます。

続きまして、3ページ以降につきましては、調達の概要となっております。児童生徒の情報活用能力の
育成のため、学校におけるICT教育環境整備につきましては、年次計画により更新しているところで
ございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） よろしくお願います。2ページの明細書なのですが、これは質疑なんかいろいろ三浦委員さんからもあったので、それはそれとして、指導課のほうにも何台か入るようになっていきますけれども、これはどういう使い道なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） タブレットパソコン等を指導課に入れているのですが、タブレットパソコン、持ち運びが便利になったということで、使い勝手はよくなったのですが、どうしても持ち運びをするということで、ぶつけてしまったりとか、壊したりとかということもあるので、代替用の機器と。あとはタブレットパソコンの場合は、1台でグループ学習とかができるので、ほかの学校から来た場合ということで使用できる、主に代替用ということで考えて指導課のほうでも幾らか貸し出せるという形で持っていたほうがいいのではないかとこのふうなことで今回導入をしました。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） これで日興通信株式会社はわかりましたけれども、このメーカーはどこを使うのですか。例えば、前は富士通だとか、極端な話、あとNECとかパナソニックとかさまざまありましたけれども、今までの経緯からするとどこのメーカーを使って設置するのか、適合性があるのかちょっと伺います。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） まず、メーカーにつきましては、中学校、そして先生のものについてはNECのパソコンになります。それで、小学生のタブレットはHPといたしまして、ヒューレットパカードという会社のタブレットになります。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、これを多分、私の勘違いだったら申しわけないけれども、今までは富士通のパソコンを使っていて、いろいろな設備なんかも、多分富士通関係が多かったような気がしたのですが、それと今度は交換するようなことは、関連性はないのですか。メーカーが違って全部合うのですか、今までのやつ。そういうふうに前は多分富士通をずっと使っていたような気がしたのだけれども、今度はNECと。今度は、これは外国のメーカーですよ。だから、いろいろな接続とかいろいろあるのだけれども、そういうのがうまくいくのかなと思った。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） ご答弁申し上げます。

去年も実はNECでございました。その前が何年か富士通だったのですが、今回どうしても教育用サーバーというものを5年、6年で全部交換しなくてはならないので、そこのサーバーに全てのタブレット、パソコンの更新をしますので、メーカーが違ったとしても接続上問題はございません。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） いいですよ。

○委員長（大嶋 茂君） では、三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 真次委員先ほど言われたのに関連するのですけれども、パソコンを違うメーカーを入れたということなのですから、例えばこちら市のほうで使い方を指定して、一般的に今中核病院でも総合評価方式みたいな形で、こちらが利用したい方法を提示して、向こうがそれに合わせた機種を持ってくる、それで評価して値段的な部分で、これはヒューレットパカードが入っているということは、もしかすると値段的なもので向こうが提示してくれたのだと思うのですけれども、そういった方法を取り入れているということなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） ご答弁申し上げます。

まず、仕様書につきましては、パソコンのメーカーを指定しているわけではございません。仕様の中にこのぐらいの容量があって、こういった使い方ができて、こういうソフトを導入して、逆に入札業者のほうからそれに合ったメーカーを、今回は日興通信さんはNEC、ほかの会社さんは富士通とか提案型の仕様をしています。ですから、うちのほうでどこの機器を使ってくださいよというふうな仕様の仕方はしておりません。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） こちらから指定していないと思うのですが、そういうことでパソコン自体年々、パソコンがメインで金額が出てくると思うのです。値段の9,000万円という金額が出ると思うのですが、年々パソコンで値段が下がるではないですか、あとさっき言ったように、こちらから提示して、それに合わせた仕様の機械を入れていただくということであれば、そうやって向こうの業者さんもやっぱり入札になるわけなので、安いもので条件に合うものを入れてくれると思うのですが、前々年は富士通のパソコンを入れたときから比較して値段的にはどんな感じですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） パソコンそのものの値段というのは、当然補正率をかけていますので、定価を調べて、その補正率を掛けて調査しているので、そんなには変わらないかと思えます。ただ、今回小学生のパソコンについては、ご存じのように中学生の使うほどの、要するに容量とか仕様が必要ないということで、大分バージョンを落としてという言い方は変ですが、そういうもので小学生のほうには提示をしたものですから、設計というか、金額については小学生のものについては見直しをかけて、去年に比べれば少し低い値段でうちのほうの設計は組んでいるというような実情でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 初歩的なあれなのですから、7者の入札、指名があって、3者辞退したということは別にいいのですけれども、7者のうち市内業者というのは何社あったのかということと、あとはつくば支店になっているので、この本社というのはどちらになるか、それだけお聞かせください。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 4者なのですが、市内は2者で市外が2者です。日興通信、本社なのですが、申しわけございません。ちょっと調べていなくて申しわけございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 調達に当たっての留意事項とかというのは、各市でまちまちなのか、それとも県などから一定の指導があるのか、その辺確認したい。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 国のほうからICT機器整備につきましては、例えば各教室に無線LANを配置するとか、こういうふうな機器教育ソフトを入れるとか、そういったものが望ましいというような、こういうふうな整備してくれという方針はございますが、県のほうからこれを入れなさいよとか、そういった指導というのはございません。ですから、導入するにおいては、各小学校の先生もしくは指導課の先生と相談しながら、当然現場で使うものなので、なるべくこういうものを入れたほうがいいのではないかとということで協議しながら仕様を決めているというところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、コンピュータ教室の電子黒板は各校1個ずつということで、これはコンピュータ教室だからだけれども、使い道がいろいろ、何か先生方にとっては非常に好評みたいなのだけれども、これをふやすといったような考えはないのですか。

それとあと、ぼうけんくん、これも好評みたいですが、各校7台ずつですよ、中学校も入れて。これはコンピュータ教室だけで使うのか、それとも各教室に持って行って使うのかどうなのか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） お答え申し上げます。

電子黒板なのですが、機械が持ち運びができるような小さいものなのです。壁に備えつけとかいうものではないのです、今回の仕様は。ですから、当然メインになるのはパソコン教室で使うことになるのですが、委員おっしゃるように今電子黒板、ぼうけんくん、今持ってきたのですが、これがぼうけんくんになるのです。これでワイヤレスになって、電子黒板に動画とか静止画とか、そういったものを映せる機械なのですが、これを特に小学生なんかはパソコンをいじくるよりも、外に行行って映して、映し出せるということで、ですからメインは電子黒板はパソコン教室なのですが、教室に移動して、当然そこにつなげて映し出せると。今は電子黒板、非常に性能が上がっていますので、電子ペンで加工ができたりということで、委員おっしゃるように、電子黒板の需要というのは本当にふえているところなのですが、なかなか順次パソコンを整備している状況で、今後パソコンよりは当然使用頻度は長く使えると思いますので、少しずつふやしていくことによって台数がふえるような形になれば、教育委員会としては望ましいことだというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それは結局各校1台しかないということになるわけですよ。それとも今まで配備していたものがあつたのと両方使えるのかどうか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 今回、電子黒板を入れているわけなのですが、その前にはテレビに電子黒板機能をつけてやっていたところがありました。ですから、多分、ちょっと詳しくはあれなのですが、

各校1台程度ぐらいはそういう機能を持ったのがまだ残っているのではないかと思います。あわせて今回の電子黒板。ただ、テレビですと物を移動したりとかという形になるので、実際の使い勝手ということになると、ちょっと不便なところも出るかと思いますが、補足的なことで使えるのではないかというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この電子黒板は、台数がふやせないのかということなのです。予算の問題なのです。今回9,000万円のものですけれども、全体で。その中でもう1台ずつふやすというと7台なのです。そういうのができそうな気もするので、その単体で幾らだというのはわからないですけれども、ちょっとわかれば単体で幾らか言ってもらいたいということ。それ1つ。

それから、普通教室にタブレットを入れるわけですよ。ぼうけんくんは電子黒板と連動できるけれども、こっちのタブレットのほうは、やろうと思えばできるような気がするのですが、どうなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 電子黒板につきましては、大体なのですが、1台20万円ぐらいになります。

もう1点のぼうけんくんなのですが、当然これはワイヤレスで使えますので、タブレットに当然映し出したりとか、そういった機能もできます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第48号の採決をいたします。

議案第48号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「筑西市立体育館条例の全部改正について」から議案第59号「筑西市立武道館条例の全部改正について」まで4案の審査をしていただきたいと存じます。

こちらの4案につきましては、指定管理者制度に移行するための条例の改正であり、所管が全てスポーツ振興課となるため、一通り説明をいただき、その後、質疑、採決としたいと思います。

また、指定管理者制度に関する議案であるため、公共施設の適正配置等を主幹している小野塚行政改革推進課長にも出席していただいております。

それでは、スポーツ振興課から説明を願います。

廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしく申し上げます。初めに、議案第56号についてご説明申し上げます。

筑西市立体育館条例の全部改正について。標記について次のとおり提出する。平成29年6月7日でございます。今回の条例改正につきましては、筑西市立体育館の管理運営を民間業者等に行わせるため、指定管理者制度の導入を目的とするものでございます。

ご審議いただきます筑西市立体育館条例の全部改正は、施設の管理運営を民間業者に委託することで、専門的知識や経営資源を活用し、社会体育施設の利用促進が図られ、さらには利用者のサービス向上を図ることが期待できます。体育館の指定管理者制度につきましては、民間の柔軟な発想により、利用者の満足度を上げつつ、より多くの利用者の確保が見込まれるということもあり、他の自治体におきましても導入が進んでいるところでございます。本市におきましても、この制度の導入に向けた調査を進めた結果、平成30年度からの筑西市立体育館の指定管理者制度を導入するため、準備を進めているところでございます。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。1ページ下段をごらん願います。第1条において、この条例の趣旨を規定してございます。第2条においては、下館トレーニングセンターほか4施設の体育館の設置を規定しております。

2ページをお開き願います。第3条においては、市都市公園施設として設置されている施設のうち、本条例により管理する施設等を定めております。

第4条においては、管理について規定し、同条第2項において、今回の条例改正の目的であります市立体育館の管理について指定管理者に行わせるものと規定してございます。

第5条におきましては、指定管理者が行う業務内容を規定してございます。

3ページをごらん願います。第6条においては、指定の期間について規定しており、同条第1項において指定の期間を5年としてございます。

第7条においては、職員について規定し、体育館に必要な職員を置くことができるとしてございます。

第8条から4ページの第16条において、利用期間、休館日、利用の許可、利用の制限、利用料等、目的外利用及び利用権譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等について規定しております。

なお、これらの規定の内容につきましては、指定管理者制度の導入にかかわる部分以外は従前と特に変更はございませんが、利用料金につきましては、別表に挙げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしてございます。

5ページをごらん願います。第17条においては利用者の義務について、第18条においては損害賠償について規定してございます。

第19条においては、目的外使用許可の権限として、体育館における目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等の権限について、市長が行うことを規定してございます。

第20条においては、必要な事項は規則で定めるものと規定してございます。

その下、附則でございますが、この条例を平成30年4月1日から施行すること及び経過措置等について規定してございます。

続きまして、議案第57号についてご説明申し上げます。筑西市運動場条例の全部改正について。標記について次のとおり提出する。平成29年6月7日でございます。本条例の全部改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、筑西市運動場についても指定管理者に移行するためのものでございます。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。1ページ下段をごらん願います。第1条において、この条例の趣旨を規定してございます。

第2条においては、下館運動場ほか4施設の運動場の設置を規定してございます。

2ページをお開き願います。第3条においては、市都市公園施設として設置されている施設のうち、本条例により管理する施設等を定めております。

3ページをごらん願います。第4条においては、管理について規定し、同条第2項において、今回の条例改正の目的であります運動場の管理について指定管理者に行わせるものと規定してございます。

第5条におきましては、指定管理者が行う業務内容を規定してございます。

第6条においては、指定の期間について規定しており、同条第1項において、指定の期間を5年としてございます。

第7条から5ページの第15条において、利用時間、休場日、利用の許可、利用の制限、利用料金等、目的外利用及び利用権譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等について規定しております。

なお、これらの規定の内容につきましては、指定管理者制度の導入にかかわる部分以外は従前と特に変更はございませんが、利用料金につきましては、別表に挙げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしてございます。

第16条においては利用者の義務について、第17条においては損害賠償について規定してございます。

第18条においては、目的外使用許可等の権限として、運動場における目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等の権限について市長が行うものと規定してございます。

第19条においては、必要な事項は規則で定めるものと規定してございます。

6ページをお開き願います。附則でございます。この条例を平成30年4月1日から施行すること、経過措置等及び今回条例改正に伴う筑西市都市公園条例の一部を改正することを規定してございます。

続きまして、議案第58号についてご説明申し上げます。筑西市協和多目的研修センター条例の全部改正について。標記について次のとおり提出する。平成29年6月7日でございます。この条例改正につきましては、体育館や運動場と同様に、筑西市協和多目的研修センターについても指定管理者制度に移行するためのものとしてございます。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。1ページ下段をごらん願います。第1条において、この条例の趣旨を規定してございます。

第2条においては、協和多目的研修センターの設置を規定しております。

2ページをお開き願います。第3条においては、管理について規定し、同条第2項において、今回の条例改正の目的であります多目的研修センターの管理について指定管理者に行わせるものと規定してございます。

第4条におきましては、指定管理者が行う業務内容を規定してございます。

第5条においては、指定の期間について規定しており、同条第1項において、指定の期間を5年としてございます。

第6条から4ページの第14条においては、利用時間、休館日、利用の許可、利用の制限、利用料金等、目的外利用及び利用権譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等について規定しております。

なお、これらの規定の内容につきましては、指定管理者の導入にかかわる部分以外は従前と特に変更は

ございません。利用料金につきましては、別表に挙げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしてございます。

第15条においては利用者の義務について、第16条においては損害賠償について規定してございます。

第17条においては、目的外使用許可の権限として、多目的研修センターにおける目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等の権限について市長が行うことを規定してございます。

5ページをごらん願います。第18条においては、必要な事項は規則で定めるものと規定してございます。

その下、附則でございますが、この条例を平成30年4月1日から施行すること及び経過措置について規定してございます。

続きまして、議案第59号についてご説明申し上げます。筑西市立武道館条例の全部改正について。標記について次のとおり提出する。平成29年6月7日でございます。条例の改正につきましては、体育館や運動場などと同様に、筑西市立武道館についても指定管理者制度を導入するためのものとございます。

それでは、改正条例についてご説明申し上げます。1ページ下段をごらん願います。第1条において、この条例の趣旨を規定してございます。

第2条においては、下館武道館ほか2施設の武道館の設置を規定しております。

2ページをお開き願います。第3条において管理について規定し、同条第2項において、今回の条例改正の目的であります武道館の管理について指定管理者に行わせるものと規定してございます。

第4条におきましては、指定管理者の業務内容を規定してございまして、同条各号に規定しております武道館の管理運営全般の業務を指定管理者に行わせるものとございます。

第5条においては、指定の期間について規定しており、同条第1項において、指定の期間を5年としてございます。

第6条から4ページの第14条においては、利用時間、休館日、利用の許可、利用の制限、利用料金等、目的外利用及び利用権譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等について規定しております。

なお、これらの規則の内容につきましては、指定管理者制度の導入にかかわる部分以外は従前と特に変更はございませんが、利用料金につきましては、別表に挙げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとしてございます。

第15条においては利用者の義務について、第16条においては損害賠償について規定してございます。

第17条においては、目的外使用許可の権限として、武道館における目的外使用に係る許可及び使用料の徴収、減免等の権限について市長が行うことを規定してございます。

第18条においては、必要な事項は規則で定めるものと規定してございます。

その下、附則でございます。この条例を平成30年4月1日から施行すること及び経過措置等について規定してございます。

続きまして、体育施設にかかわる指定管理者制度の導入スケジュールでございしますが、前にお配りしましたこちらを説明させていただきます。今議会で本条例を承認していただければ、指定管理者の募集要項及び仕様書の作成など、公募に向けた準備を進めて、7月下旬に応募要項及び仕様書を公表し、9月下旬に応募者からの提案書を受け付け、10月に審査を実施し、指定管理者候補者の選定を行い、11月中旬に指

定管理者の選定結果を議会全員協議会において事前説明する予定でございます。

その後、12月に指定管理者の指定及び債務負担行為の議案を上程させていただき、ご承認いただければ基本協定及び年度協定の締結を行い、新年度から指定管理者による体育施設の管理運営を開始してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。

議案第56号から議案第59号。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） よろしく願いいたします。それから、追加の資料も出していただいてありがとうございました。

まず、スケジュールで、これから募集要項だとか仕様書の公表ということですので、56も57も58も同じなのですが、休館日とかについては、ある程度民間の方だったら、やっぱりやる気のある方を応募されてくると思うので、業者のほうにお任せというか、例えばここに年末年始お休みと書く必要あるのかなと思うのです。これは何か書かなくてはいけない理由があるのかなということ。できれば、こういうところは業者に任せたいほうがいいのではないかとということと、もう1点、体育館とかグラウンドはやっぱり物すごく利用の頻度が多くて、年度の当初に調整会議というのがあると思うのです。これは指定管理にした場合は、例えば今やっている業務をどの辺まで指定管理にして、どの辺まで職員の方に任せるかというのもこれからだと思うのですけれども、そういう中で調整会議というのはどんなふうになっていくと思われるか、2点お願いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答え申し上げます。

最初の休館日でございますが、こちらにつきましては市長の承認を受けて休館日を変更することができるといふような条例になっておりますので、業者のほうから提案をいただければ、そちらで検討してまいりたいと考えております。

あと、調整会議の件なのですが、まだ詳細まで打ち合わせしていませんので、市のほうも、一応今後も今までどおり市もかかわっていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） 休館日の件でございますが、今回の条例改正につきましては、今ある規則をそのまま持ってきたということで、休館日は変更ないということでご説明しましたが、図書館も指定管理を行いました、その時点でも休館日等については従前のままでございましたが、指定管理移行後、夏休みは休みなしとか、開館時間も延長というようなことで、これから指定管理者が決まりますと、これは協議の上、延長になる、開館日もふえるのではないかとこのように期待をしているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） その点よろしくお願いします。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 23の施設を4つの議案に分けてあるのですけれども、これは議案ごとに指定管理者を募集するということですか。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

施設等は全部で23ありまして、それを一括で募集するという形で考えております。

○委員（藤川寧子君） それぞれ。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） それぞれではなくて、条例は4本ありますけれども、全部一括で。

○委員（藤川寧子君） 一括でですか。すごいいね。そうですか。

○委員長（大嶋 茂君） そういうことでございます。

森委員。

○委員（森 正雄君） 今、藤川委員さんの質疑と関連するのですけれども、設管条例がそれぞれだからと、これ条例改正をするということは当然なのですけれども、一括という今の話ですよ。一括してその1業者に指定管理を委託しますよという考え方からして、すごいボリュームですよ。目安というのは業者、それに耐え得る業者さんというのは何社か目安はあるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 一応そういうことで、筑西市には23施設ありまして、去年市場調査を行いまして、23施設ありますが、体育館、運動場、あとテニスコート、多種にわたってありまして、そういうものを全部受けていただけますかということで去年市場調査を行いました。その中で一応3者が受けても大丈夫ですよというふうなお答えをいただきました。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） ありがとうございます。そうしますと、やっぱり、特に体育館とか運動場とか、基本的には市民の生涯スポーツといいましょうか、社会教育も含めてですけれども、そういった重要な役割を担っている施設であるわけでありまして。と同時に、いろいろ対外的な大会なんかも多く、筑西市の運動施設は使われますよね。そういった評価にも耐え得るといえるか、そういう運営をしていかななくてはならないということであるというふうに思うのです。そういう中で、市場調査と言いましたけれども、そういったいろいろ状況調査をする中で、どのように感じました。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

ちょっと去年私、担当していなかったものでちょっとわからないのですけれども、報告書を見ますと、本市と各種団体との連携について積極的にかかわっていきたいというふうな報告になっております。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 何といいましょうか、これ基本的に、私もよくわかります。今、小野塚次長がおいになるという、その流れの中で行革の一つの計画の中で進めるという流れの中で教育委員会が動いて

いるという考え方も一つあると思います。したがって、これを進めるに当たっては、当然業者が入って指定管理者が入ったならば、当然PDCAではないですが、モニタリングという考え方、私は5年、これ指定管理の期間を設けておりますけれども、当座は5年でいいのかなという思いがあります、ある意味。そのスキルというか、業者さんが確かにやり切るかというところをやっぱり注視していく必要があるのだろうというふうなことで考えたときには、例えば5年の指定期間ということではなくて、例えば3年にすると。そういうサイクルの中でしっかりモニタリングもしながらというような考え方も私はあってもいいのではないかなというふうな思いでいるのですが、お考えを部長さん。

○委員長（大嶋 茂君） では、柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） お答えをいたします。

まず、私のほうで一番心配していたのは、やはり23施設、総合体育館を初め、あとは小さい、または老朽化した施設も含めて一括して指定管理をしていただけるのかどうかというところも心配でございました。そのようなことから、昨年、先ほど課長からも言いましたように、3者から意見交換をした中では、全ての23施設一括して指定管理を受けるといような準備があるというふうなこともございましたので、今回踏み切ったわけですが、またあと5年という指定管理でございますが、条例の中では5年、ただし短縮もできるということも条文の中には入ってございますが、当然モニタリングをして、私のほうで指定管理する目的が達成されない場合は、契約を打ち切るということもあります。ただ委員さんおっしゃいますように3年とかということになりますと、指定管理者のほうからすれば、人材育成、または経営の安定ということからすれば、5年ということが、他の指定管理も5年でございますので、5年が妥当ではないかというふうに考えて5年としたわけでございます。ただ、しっかり毎月毎月モニタリングをしたり、あとは利用者のアンケートなんかも図書館でもやっておりますが、そのようなことを踏まえてサービス向上にはつなげていきたいと。しっかり私のほうでチェックをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 市場調査する上で、何者ぐらいが、ここに出ていますね、呼びかけに応じてきて話を聞いて、そのうち3者が受けてもいいですよという話をしたということなのですが、最初の呼びかけに応じたのはどのくらいの会社だったかというのをまず。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚次長。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） 行政改革推進課の小野塚です。私のほうからお答えさせていただきます。

まず、市場調査は、昨年の9月から10月にかけてまして、お手元に配らせていただきました、こちらの頭のほうに書いてございますが、これは公募になりました、声かけというよりも公募、インターネット上のホームページで公開して、来られた事業者です。こちらに3者とあります。実質条件もつけました。条件というのは、実際に複数のスポーツ関係施設を指定管理者とやっている事業者ということで、実質4者があったのですが、1者は実績がなかったもので、実際に提案していただいたのは3者でございます。ノウハウ等ありますので、公募する際にはその業者名、業務を特定するようなものを公表しないという条

件で公募しまして、提案書と申しますか、事業計画に至る以前の提案書をいただいて、あと各事業者ごとにヒアリングと申しますか、対面の意見交換をした。そちらの提案内容が3番になっていまして、それらをまとめたものが調査結果、課題整理ということでまとめたものとなってございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、指定管理にした場合に、どういう経費の節減になるかということと、サービスの向上になるかということなのですが、そういうのが一定、現実的にこういうことができそうだ、額もこういうのになりそうだなんていう読みと申しますか、そういうのがちゃんとあるのかどうか。やってみなくてはわからないではダメなので、そのところと裏づけ、いろいろ提案なんかもありますけれども、その辺どうですか。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚次長。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） 私からお答えします。

読みということで、三浦委員さんおっしゃいました。読みは確かなものは持っております。実績、今まで等でも。ただ、数的に経費1億円かかっていたものを9,000万円とか、数的なものはちょっとということではなしに提案いただいております。提案というのは事業計画、自主事業、こういったイベントをやっていたか。それから、収支計画でもって市役所でやっていた場合には、例えば1億円かかったものをそれぞれの業務、積み上げて委託業務であるとか、そういったものを積み上げて8,000万円できるとか、そういった提案が何者かから上がります。それを選定いたしまして、その選定は入札と違まして、金額だけではなくて、いわゆる経費削減だけではなく、どれだけの事業をやっていたか、かつ初期投資していただけるか。先ほど指定期間のご質疑ありました。当初主流は3年でしたけれども、全国的に。今は5年が主流になっています。ただ、民間事業者はもっと長くしてくれという要望がございます。例えば、あけの元気館は、当初始まったときにトレーニング室の機器、マシンですね、それを一新していただきました。それは初期投資です。そういったものも今回の市場調査の中では初期投資したいのだけでも、3年で終わってしまうのではできないよと。事業者にすれば安定経営と申しますか、収益を上げるために、お客さんをお呼びするためにどんどんきれいになりたい、マシンを新しくしたい、そういったものもありますので、それは行政側の都合と事業者側の都合と、そういったものの合致するところが必要なのかと考えております。そういったことでよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、これ議案質疑でもやったよね。この点。ダブらない質疑をひとつ。

○委員（三浦 譲君） 論点が違うのです。ダブっては申しわけないから別にしています。

それで、要するに、これはプロポーザルでやるわけですね。そのときに今の話だと金額だけで判断するのではなくて、サービス内容だとか、あと初期投資のぐあいも見るといことなわけですね。その辺1つ確認しておきたいと思えます。

それと、業者からの要望で施設の修繕というのがありますよね。この修繕については、調査結果という形で施設の状況確認をして、計画的にやっていくというような内容になっていきますけれども、大きい修繕は当然市の負担ですよね。ここで言っている修繕というのは大きいことを指しているのか、それとも業者と調整しながら、業者負担の部分のことを言っているのか。大きい修繕となるとお金が結構かかるわけで

すよね。その辺はどういうふうに考えているのか、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚次長。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） お答えします。

修繕のほうは、これから募集要項、その仕様書でしかるべき、しかるべきというのは教育委員会内の定例会の決裁をいただくところでありましてけれども、あけの元気館の例で申しますと1件当たり30万円までは指定管理者ということで、それ以上は市が持つと。あと予算のつけ方で30万円を何件分持つかと。それは今までの実績で、体育施設関係の修繕の実績を見まして1件当たり何十万円、30万円を下ることはないように検討しておりますが、それで何件分見て、例えば1,000万円を見るということは、30万円ずつ33回、それまではできる。ただし、この体育施設にあって検討事項と加えているのは、指定管理者が指定管理業務として行う修繕については、その年度ごとにこういったものやっていくかというのを、やった結果も大事ですけれども、金額も余るということはないと思うのですけれども、精算方式、指定管理料自体は精算はいたしません、基本的には。契約金と同じでございますので、精算しません、例外として指定管理者が指定管理業務で行う、例えば30万円、何十万円以下の修繕については精算方式でいこうかと考えてございます。そのほうが明確になってくるのかなと。ちなみに、そういったことも監査委員のほうの指摘というのもあったりした経緯がございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 済みません。資料を出していただいてありがとうございました。これにちょっとのっつて、23施設ということでありましてけれども、まず職員数が9人、嘱託が1人で、あと臨時が5人ということで15人の職員がいるわけです。そして、この資料の中で見ていると、一番今小野塚次長が言ったように行政改革の一つであるならば、どれだけこれで筑西市の、今まで持ち出している分だとか、そういうものがどれぐらい減ってくるかという想定のもとで出しているはずだと思うのです。これで言うと、収入が908万6,000円、維持管理費で1億1,872万6,000円と出ているのです。ここで既に1億9,064万円のマイナスが生じているわけですね、このデータからいくと。これに人件費が入っていないということだと、今までかかっていた人件費を入れるとすごい費用がかかっているはずだと思うのです。それがこの指定管理者にして、どのぐらい削減されるのかというのが行政の改革の一つだと思うのです。財政が厳しい折にこういう指定管理者制度にして、第三者に任せて、民間に任せることにした。だから、その辺の数字はどういうふうに描いて交渉しているのかというのがまず1点お聞かせください。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚次長。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） お答えします。

人件費、そのもととなります職員の配置ですけれども、これもあくまで実績として指定管理者の公募の際、お示しします。それについてどういう配置をするか、指定管理者、事業者からの立場からすれば、これが最低限の条件、今の配置的には。人数ですね。という認識で提案してくるものと思います。それにいろいろ提案があって、それ以上の提案があれば、その中でどの事業者がいいかの判断をしていくこととなります。そして、人件費については、本来給与、給料については入札、この場合には公募ですけれ

ども、それを示すことはいたしません。なぜかといいますと、人件費はかけようといいますか、例えば年功序列の給与体系の中で、50歳の人を持ってくるか、それとも30歳の人を持ってくるか、それによって給料は相当に違ってきてしまいますので、この場では人件費は積算すればわかっておりますが、公募の際には示さないで提案していただくと。それで人数もついてくると。その中で指定管理者を1者に選定していく、そういう判断をしていきたいと考えてございます。ご理解いただきたいと思います。

○委員（真次洋行君） だから、幾らぐらいこれを足してなるのか、大体の、想像のもとでやっているのでしょうか。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） 大体ですけれども、これも先ほど三浦委員にお答えしましたが、何%とか、それもお答えできないのが実情でございます。また、これが公募、いわゆる入札前でございますので、入札でいえば予定価格みたいなものでございますので、この会議でお示しすることはご容赦いただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） ここで10分間休憩します。

休 憩 午後 0時

再 開 午後 0時 8分

○委員長（大嶋 茂君） では、会議を再開いたします。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 私が聞いたのは、先ほどの人数とか人件費のことだけれど、公募のときにはそういうのは大抵なことは言うということで、あとはさっき言ったように、収入が今までは大変に低い事情で持ち出しが結構あったということはもう認めざるを得ない。これに人件費が加わったら。だから、それに対して幾ら減るかということについてはまだわからないということでもありますけれども、その辺のこれから検討して、これが逆にふえるということにはならないと思うのだけれども、せっかく指定管理者制度を利用して、これが逆に市の持ち出しがいろいろな条件がついて多くなるということは、これはもう完全なマイナスの部分が出てきますから、その辺はよく吟味していただいて、そういう選定のときにはしてほしいと思います。

あと、私はこれに附属する、例えばサッカー場も入っています。あと野球場も入っています。さまざま入っています。あのところには樹木だとか、さまざまな施設があります。そういう手入れとか、これはどういう形で、指定管理者がなれば、例えばサッカー場で言うならば、芝をきれいに刈ったりなんかしていると思えますけれども、野球場だったら樹木だとか手入れ、それぞれしているとかありますけれども、これは指定管理者になったら、これは誰がするのか。指定管理者がそういう剪定をやるのか。その辺の維持費というのは誰が持つのか、この辺だけちょっと。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） それでは、お答えをいたします。

最初の人件費のほうはよろしいでしょうか。樹木剪定とか芝刈り等の維持管理でございますが、これから詳細な業務の仕分けはして、仕様書の作成はしてまいるところでございますが、基本的には施設の維持管理については指定管理者が行うということで指定管理料の積算の中には入れていきたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） ということは、極端な話、協和のサッカー場にしても、それぞれスポーツ、体育館とか野球場だとかさまざまありますけれども、そういうもの一切は指定管理者の中で、そういう条件の中で全部入ると。当然指定管理者はそれに伴って維持管理のそういう見積もりというのか、何というのかな、そういう中へ入れてくるわけですね。そういう形でも全部指定管理者に、ある意味ではその施設を任せると、こういう形の体制をとるということでよろしいわけですね。

それと、先ほどしましたけれども、一番かかっているのは人件費だと思うのです。これだけはきちっと抑制していただいて、とにかくこの出てきている数字はもう皆さんに行っているわけですから、これがどれだけ減ってくるか、人件費。この辺だけちょっと明確に見ていただいて、我々にも報告する、またあると思いますけれども、きちっとしていただきたいと思います。それでよろしいのですね。全部指定管理者に任せると、そのことだけ。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） 真次委員さんおっしゃるとおり、施設の維持管理については指定管理者にお願いをするということで考えております。

○委員（真次洋行君） 当然その見積もりが入ってくるということですね。

○教育部長（柴 武司君） はい。11月下旬に全協あたりでお示しをする中では、幾ら減額になるとか、効果があったということはお示しできると思います。人件費につきましても、先ほど小野塚次長のほうから申しましたように、人数、現状の人数は申し上げますが、人件費の単価、総額がちょっとなかなか、公表してしまいますと、これは公募の際に支障がありますので、言えないということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） そういうことで後で報告を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 済みません。1つだけお伺いしたいのですが、この資料、市場調査の資料をいただきまして、私、目を通させていただいたのですが、これ3事業者と市側のほうで考えの相違点とか諸条件を整理しと書いてありますが、これは調査結果としてこっちに出ているので、市と業者さんとの間での、ある程度の話が煮詰まって出た結果がこの調査結果の4番だと思うので、それに対してちょっと質疑させていただきたいのですが、指定管理に入れるということは、当然人件費も含めたコスト削減と、市民に対してのサービス向上、あとはスムーズな運営管理、これは当たり前のことなわけですけれども、この中身で、例えば市民団体、各市や各団体と連携したスポーツ大会を開催する。その上にトップアスリートと直接触れ合うイベントを開催するとか、マネジメント能力の高い責任者を配置するという部分を見ていますと、市の方向性として、今度10月に筑西場所、相撲がありますよね。前回は、前々回、大分前ですけども、

プロバスケットチームの公式戦があって、それも満員、かなりお客さんが来たということであれば、先ほどから出ている人件費もそうですし、いろいろな部分でやはりマイナス、持ち出しが多くなると思うのですけれども、その穴埋めではないですけれども、使える施設はより整備して、今後市の事業として、収益の上がる事業として考えている方向性はあるのか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 誰が答えますか。柴教育部長だな。

○教育部長（柴 武司君） それでは、お答えをいたします。

当然指定管理者、民間のノウハウまたはアスリート等の人脈と交流等もございますので、そのような教室、スポーツ教室またはイベントの開催が提案をされるというふうに期待をしております。また、うちのほうでやっぱり施設が23ということで老朽化等もありますので、これらについてはやはり指定管理者のほうでいろいろな提案をしていただいて有効活用、さらなる利用率の向上ということも提案をされるというふうに期待をしているところでございます。また、収益についてもいろいろなイベント、教室等の提案があり、その中で収益も上がるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 業者のほう、指定管理3事業者ですか、の方から提案はあると思うのですが、市側の姿勢として、そういったものを業者に求めていくという考え方はあるかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） これから公募要項、仕様書を作成をしまっているわけですが、その中でできる限りそういう提案をいただくような仕様書をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） それでは、質疑させていただきます。

私この制度自体は、条例というのは私は賛成でございます。これは指定管理者は職員さんがだんだん減ってきて、そこに、しかも民間のいろいろなノウハウが入ると、市民サービスがふえるということは大変結構なことだなと思っております。

ただ、1つ問題点がありまして、各委員さんからも出ていますが、この導入時期ですね、導入時期が、お聞きしますと一応平成30年4月というスケジュールがあるらしいのですが、最初ちょっと細かく七、八点お伺いしていきたいと思うのですが、先ほど真次委員さんのほうから人件費の件が出ました。これは参考までに、これから指定管理者に提示する金額ではなくて、今現在正規職員9人、嘱託、臨時、12人の、参考までに人件費の1年間の総額をお伺いしたいと思います。

次に、議案第56号の中で第5条、指定管理者の業務をうたっております。4項目ありますが、大体私の感覚で、これは網羅されているのかなという認識でおりますが、第7条の中で、第5条に掲げる業務以外の業務が職員さんを配置するということではありますが、業務以外の業務というのはどういった業務が想定されるのか。また、せっかく指定管理をするというのに、また必要な職員を置くということではありますが、

これは何人ぐらい想定しているのかをお伺いしたいと思います。

それと、次に飛ばして議案第57号までやるということなので、議案第57号の件なのですが、スポーツ施設の利用状況というのをいただきました。ありがとうございます。この中で、私ずっと前から決算、予算の中で言ってきたのですが、資料の中で23カ所のうち、下から3つ目、協和球場、その他の部分が510万円、突出していますが、これは恐らく借地料なのかなと想像いたします。これは前々から私やっています。これはもうどのぐらい、わかる範囲で結構です。どのぐらい賃借料というのか、借地料というのか、今まで払っているのか、その総額、それをお伺いしたい。

それと、この協和球場を使つての利用件数、365日中288件ということがあります。利用人数が1万人超え、これはどういった使用が多いのかをまずお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚次長。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） ただいま田中委員の質疑にありました最初の部分、人件費の総額の部分について、まずお答えします。

先ほど真次委員からの質疑にもありましたが、人件費を公表しますと上限としてとられてしまいまして、例えば……

○委員（田中隆徳君） この職員さんの人件費、これから提示するものではないですよ。今もうわかるわけではないですか、これ。

○委員長（大嶋 茂君） 現在の人件費だって。現在。

では、柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） 今現在のスポーツ振興課職員、職員9名、臨時職員5名、嘱託職員1名の総額でございますが、今現在手持ちにその総額については持ち合わせておりません。年度間によって職員の構成がかわりますが、教育委員会全て一括して教育費の中に人件費が組み込まれておりますので、一人一人はじいていかないと出ないということで、今現在持っておりません。

○委員（田中隆徳君） 一応これ相對するのにやっぱり手持ちの、今ではなくて結構ですが、やっぱり資料必要だと思うのです。だから、平成29年度でやっていますから、平成29年度の人件費の資料をちょっと後で結構ですからいただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） では、柴教育部長、それ出せれば、出して差し支えなければ、平成29年度の現職員の総額、後で提出していただけますか。

部長。

○教育部長（柴 武司君） これにつきましては、先ほど小野塚次長のほうからも申しあげましたように、金額、人件費の総額、人数ではなくて人件費の額を出してしまいますと、公募の際にその参考金額になり得るといふようなことから、人数はお示しをしていきたいと思いますが、金額については公表はしていきたくないということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員、そういうことなのですが。

○委員（田中隆徳君） 例えば今度プロポーザルやる、その人件費が幾らですと出てきたときに、それが高いのか安いのかという比較対照がないと……結構です、公表しなくても。業者にわかってしまう。それ

はよくわかります。いつかはいただかないと、安いのだか高いのだかがわからないと思うのです。議員のほうで議決するにしても、私はそういう意味で聞いているのです、委員長。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） それの結果につきましては、選定をした結果、業者と仮協定を結んだ段階で、議員の皆様にはご説明をする中では、結果として業者が決まりますので、指定管理料も決定をいたしますので、人件費部分ということになるかどうかはわかりませんが、全体での指定管理料と、今までの人件費を含めた維持費、これの比較の上で幾らコスト削減ができたということはお示しを当然していきたい。その中で人件費分ということで、内訳がございましたらば、それも決定をした段階で、仮契約をした段階でお示しはしていきたいと。ただ、公募前に総額については公表はしていきたくないということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） そういうことで、田中委員。

○委員（田中隆徳君） はい、了解いたしました。

○委員長（大嶋 茂君） では、ほかの質疑に答弁願います。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） 人件費のことも含めまして、選定して、先ほどの説明でスケジュールの中で11月には選定は終わって、議会にもお示しできる。そういう中では委託料が幾らになって、その中に人件費が幾らになってということで、指定管理の委託料がお示しできると思います。それが5年分割って1年分も出てきます。その中に事業提案あった事業者の人件費が幾らなのか、当然提案の中に収支計画に載ってきます。その場で選定、1者に決まった時点で議会に指定の議決をいただく説明資料として、そのときに実際に指定管理業務するに当たって、スポーツ振興課のほうで人件費は幾らかかっていましたということはお示しできるかと考えております。その上で指定の議決をいただければよろしいかと考えてございます。

もう1つ、業務外の業務ということで質問ございました。指定管理者に全般的に管理運営を預けると。残る業務といいますのは、1つには市長のみの権限に属する事務というのがありまして、これは法律的な部分なのですけれども、公の施設、行政財産である以上、行政裁判、使用を不許可にした場合に行政裁判とか不服申し立てということが出来ます。そういった場合は指定管理者はできません。これは総務省の見解上決まっているものがございます。そういった係争事件にかかわる審査請求だとか行政訴訟関係のものは、市役所が負います。それから、目的外使用許可といひまして、体育施設が本来目的でありますけれども、例えばほかの目的、福祉と体育は似通った部分もありますけれども、本来の目的外に施設を使うという目的外使用許可の権限も市長に残ってございます。そういった法律的に制限のある部分を除きまして、管理運営全般については指定管理者ができるものでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 協和球場のその他でございますが、515万1,000円のうち、土地の借地料が499万円でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 柴教育部長。

○教育部長（柴 武司君） 協和球場につきましては、合併前の協和時代に整備されたものだと思います。整備年月日を見ますと、昭和56年に整備をされたということでございますので、現在は賃借料、年間500万円近くお支払いをしているところでございますが、先ほどちょっとお聞きしましたら、その前は700万円とか800万円というような、協和町時代には賃借料を払っていたような話もお聞きしましたので、総額幾らというのはちょっとわかりかねますが、500万円ということであれば、もう40年近く払っているということで、総額だと2億円は超えているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） あとさっき、まだまだ漏れているではないですか。288件。使用件数の288件の説明と……では課長、結構です。大丈夫です。済みません。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

では、田中委員。

○委員（田中隆徳君） それでは、2回目の質疑させていただきます。

きょう行革の課長来ていますので、小野塚さん来ていますので、ちょっとそういったことも含めてなのですが、先ほど言いましたように、これからだと人件費もということなのですが、私は最初に言ったように、導入時期なのです。この9人の職員さんが多分定年されてしまうのではないのだろうと想像します。それと、一般質問でもありましたが、再任用の職員さんもふえていくという中で、正直言って図書館も7,000万円と言っておりましたが、あれはそっくり移った職員さんが恐らくどこかの違う部署に配置されているだけで、その人件費は恐らく二乗といいますか、人件費は二乗になってきているのだろうというふうに想像します。

それで、少なくなってくるのであれば、先ほど言ったように一石二鳥といいますか、そこに民間を宛てがっていくというのは理解できるのですが、質問に入ります。導入時期がなぜこれ平成30年4月なのか。それと、先ほど言ったように、職員さんが適正の職員の計画人数があると思うのですが、極端に減るということは想像しづらいです。平成30年4月に。そことの、その導入時期が4月ということで、適正配置との整合性といいますか、当初は23施設の中で適正配置というのがあったと思うのです、施設の。類似施設の統廃合といいますか、そういった話があったと思うのです。でも、これ指定管理にして預けると、廃止とかというのは多分できないと思います、5年間。そうすると、またさらに5年間延びる、統廃合といいますか、あれが。その辺の整合性についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほど細かい話、結構ですと言ったのですが、288件、これはおおよそ想像で話します。私は協和地区なので、想像も含めて。これは恐らく春と秋にソフトボール、社会人の。あと野球大会が年に2回ずつ行われます。カウントすると、極端な話4回ですよ。ソフトと野球と。4回の多分2週にわたってなので8回ぐらいのケース。これはどういったことかということ、多分学童野球さんが使っている件数だと思うのです。学童野球さんは、私は学童野球さんに何もあれはありませんので、極端な話、この賃借料が500万円じゃなくて市有地であれば私は大いに結構なことなのだろうと思うのです。学童さんで使うのは。

ただ、今まで総額2億円も払っているというふうな球場を、このままでですよ、一小学校の学童野球のために、2,500万円ですから、賃貸料で。それが本当に適正配置をやる中で整合性、その辺の整合性ですね、とれているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） これは小野塚次長かな。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） では、私のほうからお答えします。

まず、質疑の1つ目の職員の人数の件ですけれども、例えば指定管理者制度に移行した職場があるとして、そこの職員が指定管理に行ったことによって減れば、例えば10人減れば、10人が減るならばわかるけれども、全体の定数は減らないではないかと。職員数は実際には減ると言いながらも減らない、そういった人件費の効果はどこに見えるのかというご質問かと思えます。その確認の答えとしましては、職員定数計画、これがございまして。その中で必ず職員を減らす部分のマイナスの部分と、実際には今現状としましては、新中核病院、それから道の駅、プラスの部分もあります。そういったプラスとマイナスの中で職員の定数管理をさせていただきますので、幾ら何人減っているという数字が実際真つすぐには見えてございませんが、全体の中で職員管理はしているという答えをさせていただければと思います。

それから、適正配置の件でございます。指定管理が5年間、しかしその間でも指定管理者の公募、仕様書の中には適正配置については指定管理の業務には一切入りません。こちらの市の権限の業務でございます。その間に適正配置も可能性があるということは、市場調査の中でも理解を得られたと思っております。今度の公募の中の仕様書にも、そういったくだりは入れる予定でございます。ということは、指定管理にかかわりなく、公共施設の適正配置は進めていく方針でございます。それによって指定管理の委託料が変われば、指定管理の場合には協定書といったもので、実際には委託料、指定管理の委託料を決めますが、その適正配置によって委託料が変更すれば、協定書を変更するという手続も必要になるかと思えます。

それから、導入時期、これは特段のスケジュールを組んで、平成30年4月ということで、特定してこの平成30年4月でなければならないということもございません。1つ検討したのは、国体が平成31年10月でございます。国体業務、これも指定管理の市場調査の中で検討しまして、結論としましては、国体業務は、今課を独立してつくりましたけれども、指定管理業務とは独立して行います。指定管理業務とはかわりませんので、並行してやっていきます。そういった課題はありましたが、平成30年4月ということでスケジュールを組んだ結果でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） わかりました。先ほど小野塚さんのほうから、新規事業、中核、道の駅、そういったところに配置を考えている。よくわかります。でも、その論理でいったら、事業が今度、新しいですよ、また事業ができれば、結局そういう理論でいくと、いつまでたってもそういうふうな話になっていってしまうので、その辺はちょっと私も相入れない部分はあるのですが、その辺はきっと市長の政治判断といたしますか、政治姿勢になってくると思えますので、今後一般質問の中であれしたいのですが、今後、これはよくわかりました、スポーツ施設、国体もありますし。ただ、今後類似施設、公共施設、このスポーツ関係以外に相当あると思うのです。そこの導入については、この条例の指定管理にいつでも移行できる条例というのは私は賛成であります。その時期を見誤ると本当に適正職員さんの計画と整合性がとれない

い事態にならないようお願いしたいというのが1つと、今指定管理内でも、球場のこれからの見直しについては別物だというお話を聞きましたので、安心いたしました。これからもよろしく願いいたします。
委員長、終わります。

○委員長（大嶋 茂君） 時間のほうも大分たってきておりますので、質疑をここで終了したいと思えます。いろいろあろうかと思いますが、あとは本会議の一般質問でまたやっていただきたいと思います。

それでは、これで質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第56号「筑西市立体育館条例の全部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第57号「筑西市運動場条例の全部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、可決されました。

次に、議案第58号「筑西市協和多目的研修センター条例の全部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「筑西市立武道館条例の全部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について説明願います。

飯山学務課長、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） よろしく申し上げます。議案第60号のうち、学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、申しわけございません。12ページ、13ページをお開き願います。真ん中、中ほどになりますが、款18項1寄附金、目10節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、本年4月26日に関東道路株式会社様から、教育関係事業へと100万円の指定寄附がございましたので、増額するものでございます。

次に、歳出でございます。恐れ入りますが、16ページ、17ページをお開き願います。款10教育費、項3中学校費、目2中学校教育振興費、節18備品購入費、説明欄、中学校教育振興事業に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明申し上げました指定寄附金により各中学校に教材備品として大型モニターの購入をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第60号について各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第60号「平成29年度筑西市一般会計補正予算(第2号)」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長(大嶋 茂君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で福祉文教委員会の審査を終了いたします。

執行部はどうぞご苦労さまでした。退室願います。

[執行部退席]

○委員長(大嶋 茂君) 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時42分